

イルミネーション事業企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、イルミネーション事業企画運営業務について、委託業者選定のために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
イルミネーション事業企画運営業務委託
- (2) 業務の内容
別添仕様書（案）参照のこと
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額
本業務委託の予算額は、この予算額の範囲内で企画提案を行うこと。
22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 契約方法
随意契約

3 応募に関する事項

- (1) 応募資格
応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
 - ② 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ④ 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものでないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされているものでないこと。
 - ⑥ 過去3年以内に本業務の内容と同種の受託実績（500万円以上）を有するものであること。
- (2) 失格事項
次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
 - ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
 - ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
 - ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
 - ⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき。
 - ⑥ 見積金額が提示する予算上限額を上回るとき。

4 スケジュール

プロポーザルの日程は、次のとおりとします。ただし、審査実施日については、審査員の日程等の都合により変更となる場合があります。

実施内容	日程・期限
募集要領の公表	令和7年7月11日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年7月23日（水）
質問書の提出期限	令和7年8月1日（金）
質問書に対する回答	令和7年8月5日（火）
提案書等の提出期限	令和7年8月19日（火）

審査（プロポーザル）実施予定日	令和7年8月22日（金）
審査結果の通知・公表	令和7年8月25日（月） 予定
契約締結	令和7年8月25日以降

5 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）：1部
- ② 事業者概要書（様式第2号）：1部
- ③ 企画提案書 10部
 - ・企画提案書の提出は1社1案とする。
 - ・別紙1 「イルミネーション事業企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により、企画提案を行うこと。
 - ・企画提案書については、下記に基づき作成すること。

（i）企画提案書の仕様

- ア 企画提案書の様式は任意とする。
ただし、用紙は複写可能なものでA4判（左綴じ横書き）とし、各頁下部に、通し番号を印字すること。なお、片面使用で多色仕上げ可とする。
- イ 説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと。
- ウ 企画提案書は表紙を除き30ページ以内とする。

（ii）企画提案書に記載すべき事項

- ア 実施計画書
 - （ア）仕様書記載の基本コンセプトの具体化案
 - （イ）設置するイルミネーションのイメージ図（広報素材として使用できるもの）
 - （ウ）メイン会場の演出に関する具体的内容
 - （エ）使用する総電球数や照明機器台数、その他演出に使用する照明機器の設置範囲
 - （オ）設置箇所ごとの電球数及び種類
 - （カ）人を呼び込み来場者やリピーターを増やす工夫や演出
 - （キ）降雪対策及び警備計画案
 - （ク）事業実施スケジュール
 - （ケ）その他、本事業の内容を充実させるための自由提案（任意）
- イ 業務実施体制
 - （ア）管理運営組織体制
責任者、人員配置計画及び役割分担、実行委員会との連絡体制等
 - （イ）類似イベントの実績
 - （ウ）個人情報保護に関する事項

- ④ 見積書（任意様式） 各10部
経費は、上記ア実施計画書及びイ業務実施体制の実施に必要な経費が分かるよう具体的に記載すること。
- ⑤ 本業務に係る受託体制（任意様式） 1部
組織体制、受託責任者、担当者、当該担当者の実績

（2）提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）
令和7年7月23日（水）午後5時までとする。
- ② 企画提案書、見積書、本業務に係る受託体制
令和7年8月19日（火）午後5時までとする。

(3) 提出先

下記9の担当部局へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合は、土曜日・日曜日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

6 企画書作成等に関する質問・問い合わせについて

- (1) 企画書の作成にかかる質問等は、別紙「企画書作成に係る質問書（様式第3号）」により行うこと。
- (2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、「9 担当部局」あてに送信すること。
- (3) 質問書の受付期間
令和7年8月1日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問書への回答
質問書への回答は、公募型プロポーザル参加業者全てに、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 審査会の開催について

- (1) 期日 令和7年8月22日（金）予定（※提案者に別途連絡する。）
- (2) プレゼンテーションの実施方法
 - ・ 提案者が5社以上となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
 - ・ 時間は1社45分（プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分以内、採点5分）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
 - ・ パワーポイントの使用、ミニチュアや実物等の一部展示を可とする。
 - ・ 出席人数は1社3名以内とする。
- (3) 審査基準
各社によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1社を選定する。
 - ① 企画内容の妥当性
 - ・ 事業目的を的確に表現した、題材、内容となっているか。
 - ② 魅力度・構成力・表現力
 - ・ コンセプトやデザインに独創性があるか。
 - ・ 話題性やインパクトのある構成になっているか。
 - ・ 来場者の興味を強くひき、再訪を促す工夫があり、何度でも見たくなるような魅力ある演出となっているか。
 - ・ 会場の特色（水辺や園路、自然の高木など。またセンターハウスの中からイルミネーションを鑑賞できる。）を活かした施工となっているか。
 - ③ 業務遂行体制
 - ・ 適切な業務受託体制となっているか。
 - ・ 企業及び担当者の業務実績は十分であるか。
 - ・ 適切な業務実施スケジュールであるか。
 - ・ 安全面や降雪などへの対策は十分か。
 - ・ トラブル発生時に迅速に対応できる体制はとられているか。
 - ・ 地元業者の協力体制はとられているか。
 - ④ 見積額の妥当性
 - ・ 見積額の積算内容が妥当なものとなっているか。
 - ・ 内容と比較して経済的な見積額となっているか。

⑤ 総合評価

- ・総合的に判断して、適切に委託業務が遂行できる提案がなされているか。
- ・観光誘客を行うために効果的なものとなっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査会の翌日以降に文書で通知する。

8 その他

- ・審査会の参加に関する経費や企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出された企画書は返却しない。
- ・提出期限後の企画書の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ・本業務を遂行する上で必要となる著作権等について必要な手続き等がある場合には、当該手続き等は受託業者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用は全て委託料に含まれる。
- ・企画書の著作権は、当該企画書提案者に帰属する。
- ・企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は全て当該企画提案者が負うものとする。
- ・本業務委託の契約締結後、契約内容を変更する必要がある場合、委託者と受託者双方協議の上契約の変更を行うものとする。
- ・契約締結は、8月に設立予定の冬季イベント実行委員会（名称未定）が行う。

9 担当部局

冬季イベント実行委員会設立準備会事務局

（寒河江市さくらんぼ観光課 交流推進担当）

住所：〒991-8601 寒河江市中央一丁目9-45

電話：0237-85-1692 FAX：0237-86-7100

メール：johokanko@city.sagae.yamagata.jp